

## 出水市住宅解体工事促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、遊休不動産の流動化により経済活動を促すとともに、管理の行き届かない空き家による住環境の悪化を抑制するため、市内事業者を利用して住宅の解体工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有 本人名義で建物について所有権の保存の登記がされていること、又は本市の固定資産課税台帳に所有者として登録されることをいう。
- (2) 住宅 生活するために必要な機能（浴室、トイレ、台所等）を全て有する家屋であって、個人が所有し、かつ、抵当権その他第三者の権利が設定されていないものをいう。
- (3) 解体工事 敷地内の全てを解体し、又は撤去する工事（廃材等の運搬及び処分を含む。）をいう。
- (4) 市内事業者 本市が備える住民基本台帳に記録されている個人事業主又は本市に本社若しくは本店を置く法人若しくは本市に過去において本社若しくは本店を置き、かつ、現在において鹿児島県内に主たる営業所を置き、及び本市に営業所を置く法人であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。第6条第6号において「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 解体しようとする住宅（以下「対象住宅」という。）の所有者又は管理者
- (2) 市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が出水市暴力団排除条例（平成25年出水市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員であるときは、補助金を交付しない。

（補助金の交付対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内事業者に請け負わせる解体工事であって、補助対象工事に要する経費が20万円以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 公共工事に伴う移転補償金、市の他の補助金等の対象となる工事及び火災又は暴風、豪雨、地震その他の自然災害に起因する解体工事
- (3) その他市長が不相当と認める工事

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に係る経費の100分の15以内の額とし、15万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとし、当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書（当該住宅が未登記の場合を除く。）
- (2) 対象住宅の課税状況が確認できる書類（固定資産税納税通知書の写し等）
- (3) 位置図（付近の見取図）
- (4) 平面図

- (5) 見積書の写し
- (6) 市内事業者に係る建設業法第3条第1項の許可の通知の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (7) 市税等に滞納がないことを証する書類
- (8) 誓約書（第2号様式）
- (9) 同意書（共有名義の場合に限る。）（第3号様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、住宅解体工事促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額に増額の変更が生じたとき。
- (2) その他市長が必要と認める変更が生じたとき。

2 規則第7条第1項の補助金等変更交付申請書は、第5号様式によるものとし、当該変更交付申請書に添付すべき書類は、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものその他市長が必要と認める書類とする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、住宅解体工事促進事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、第7号様式によるものとし、当該実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 現場写真（着工前及び完了後）
- (2) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (3) 支出証拠書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、住宅解体工事促進事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第9号様式によるものとする。

（報告及び調査）

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその住宅及び土地に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。